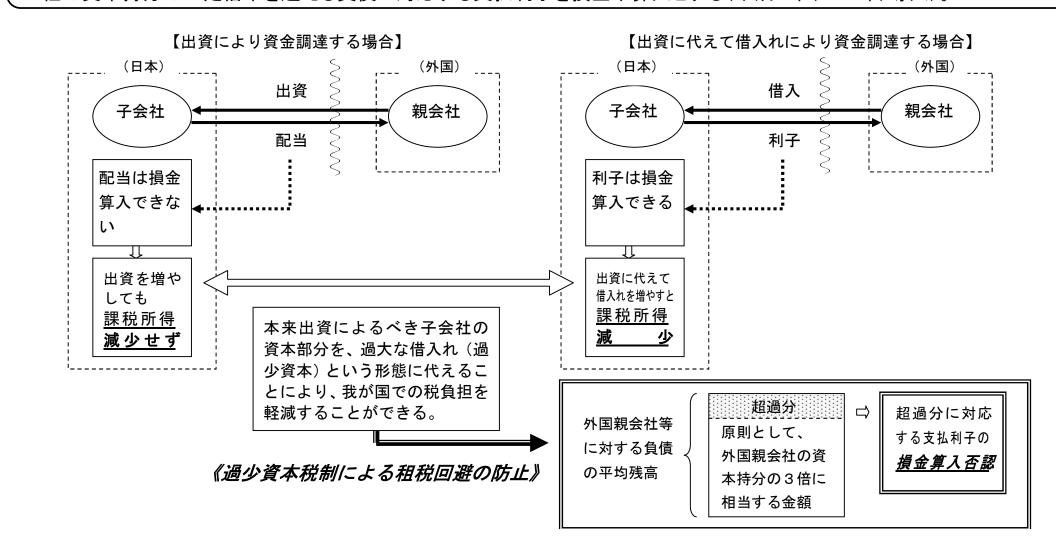
租税回避への対抗手段③ : 過少資本税制

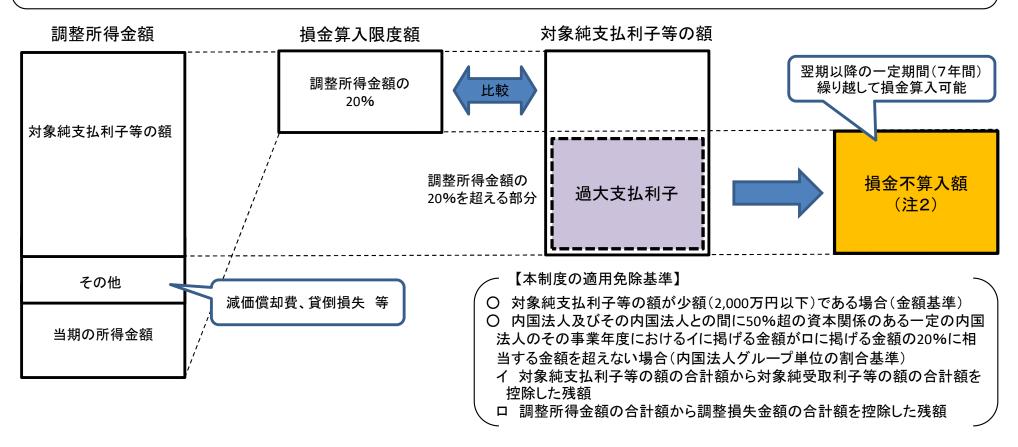
○ 海外の関連企業との間において、出資に代えて貸付けを多くすることによる税負担の軽減を防止するために、外国親会 社の資本持分の一定倍率を超える負債に対応する支払利子を損金不算入とする(平成4年(1992年)導入)。



租税回避への対抗手段④: 過大支払利子税制

制度の概要

〇 所得金額に比して過大な利子を支払うことを通じた租税回避を防止するため、対象純支払利子等の額(注1)のうち、調整所得金額の一定割合(20%)を超える部分の金額につき当期の損金の額に 算入しない(注2)。



- (注1) 対象支払利子等の額の合計額からこれに対応する受取利子等の額の合計額を控除した残額をいう。対象支払利子等の額とは、支払利子等の額の うち対象外支払利子等の額(その支払利子等を受ける者の課税対象所得に含まれる支払利子等の額等)以外の金額をいう。
- (注2) グループ通算制度(令和4年(2022年)4月1日施行)においては、適用免除基準のうち金額基準につきグループ全体で判定を行う点を除き、 基本的に単体納税と同様の取扱いとなる。

子会社からの配当及び子会社株式の譲渡を組み合わせた国際的な租税回避への対応(子会社株式簿価減額特例)

- 法人が外国子会社株式等を取得した後、子会社から配当を非課税^(※)で受け取るとともに、配当により時価が下落した子会社株式を譲渡すること等により、譲渡損失を創出させることが可能となっている。
 - ※ 子会社からの配当は持株比率に応じ一定割合が益金不算入(非課税)。
- 〇 これを利用した国際的租税回避に適切に対応する観点から、令和2年度税制改正において、子会社株式簿価減額 特例が創設された。

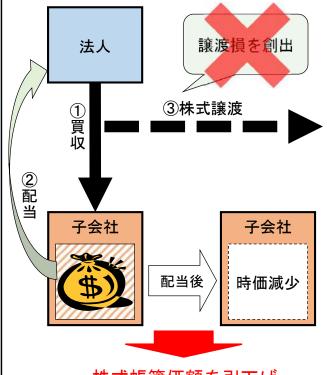
本特例の概要

法人が (1)一定の支配関係にある外国子会社等から (2)一定の配当額 (みなし配当金額を含む)を受ける場合、株式等の帳簿価額から、その配当額のうち益金不算入相当額 (注) を減額する。

(注)支配関係発生後の利益剰余金から支払われたものと認められる部分の金額を除くことができる。

- (1)一定の支配関係にある外国子会社等(対象となる子会社)
- → 法人(及びその関連者)が株式等の50%超を保有する子会社
- ※ 但し、子会社が内国普通法人であり、かつ、設立から支配関係発生までの 間において株式等の90%以上を内国普通法人等が保有しているものを除く。
- <u>(2)一定の配当額</u>(対象となる配当)
- → 1事業年度の配当の合計額が株式等の帳簿価額の10%を超える場合の配当 の合計額
- ※ 但し、その合計額が ①支配関係発生後の利益剰余金の純増額に満たない場合 (特定支配日利益剰余金額要件) または ②2,000万円を超えない場合 を除く。また、③配当の合計額のうち、支配関係発生から10年経過後に受ける配当額を除く(10年超支配要件)。

《イメージ》



株式帳簿価額を引下げ

※本特例は、法人が令和2年4月1日以後開始事業年度において受ける配当額について適用する。

国際課税に係る主な改正の経緯

日本		米 国		OECD・国連等	
昭 28	◎ 外国税額控除制度の導入	1939	◎ 米スウェーデン租税条約(以後、主要国との条約ネットワークを構築)	1928 1943 1946	◎ 国際連盟モデル租税条約草案◎ メキシコ・モデル租税条約◎ ロンドン・モデル租税条約
昭 30 昭 37	○ 日米租税条約 (以後、主要国との条約ネットワークを構築)○ 外国税額控除制度の拡充 (間接外国税額控除制度の導入、以後、昭 63、 平 4、13、21、23、26、27 年等に見直し)	1962	◎ 外国子会社合算税制の導入	1956 1963	O OECD にてモデル租税条約の検討開始O OECD 条約モデル (以後、1977、92、94、95、97、2000、03、05、
昭 53	◎ 外国子会社合算税制の導入(以後、平4、17~25、27、29 年等に見直し)	1968 1969 1980~	◎ 移転価格税制に関する規則の整備◎ 過少資本税制の導入(◎ 加州等でユニタリー課税強化)	1979	08、10、12(26条のみ)、14、17年に改訂) ◎ 『移転価格課税』報告書(1984、87年に続編)
昭 61	◎ 移転価格税制の導入 (以後、平3、16~19、22、23、25、26、令元年等に見直し)	1986 1989	◎ 移転価格税制の強化:『所得相応性基準』の導入等◎ アーニング・ストリッピング・ルールの導入		◎ 国連モデル租税条約 (以後、順次改正)
平4	◎ 過少資本税制の導入 (以後、平 16、18、24~26 年、令 3 年に見直し)	1993	◎ 移転価格税制:『利益比準法』の導入	1992 1995	 ○ 米国移転価格課税強化への提言 → 1993 年に再提言 ○ 『移転価格が イドライン』(全面改訂)第1部確定
平 16	◎ 日米新租税条約			1998	◎ 『有害な税の競争』報告書 (以後、2000、01、04、06 年に進捗状況報告書等)
平 21	◎ 国際的な二重課税排除方式の見直し (間接外国税額控除制度の廃止及び外国子会社 配当益金不算入制度の導入、以後、平 27 年に見直し)	2010	◎ 『外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)』の	2009 2010	◎ 税の透明性及び情報交換に関するグローバル・フォーラムの 改組・強化◎ 『移転価格ガイドライン』改訂(以後、2017年に改訂)
平 24	◎ 過大支払利子税制の導入(以後、平 25、26、令元年等に見直し)		成立	2013	◎ 『恒久的施設に帰属する利得』報告書◎ 『税源浸食と利益移転(BEPS)行動計画』
平 26 平 27	◎ 国際課税原則の見直し(総合主義から帰属主義への変更)◎ 非居住者に係る金融口座情報の報告制度の整備			2014	◎ 『BEPS 報告書 (第一弾)』を公表◎ 自動的情報交換に関する「共通報告基準 (CRS)」を策定◎ 『BEPS 最終報告書』を公表
平 28	(平30年に初回の情報交換実施、令2年に見直し) ◎ 移転価格税制等に係る文書化制度の整備	2017	◎ 国際的な二重課税排除方式の見直し (外国子会社配当益金不算入制度の導入)		
平 30	◎ 恒久的施設の定義の見直し		◎ 税源浸食・濫用対策税の導入等	2018	◎ BEPS 防止措置実施条約発効
				2021	◎ 「BEPS 包摂的枠組み」において、経済のデジタル化に 伴う課税上の課題に対する合意が実現